平成２３年（フ）第３１号
北九州市小倉南区沼南町１丁目13番17―502号
債務者　木塚　章江
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７５号
大分県日田市田島本町１番５の７号第３江藤ビル
債務者　湯川　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第２号
大分県日田市東町４番12号
債務者　日隈　知子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第４号
大分県日田市大字北豆田1583―29　市営城内団地301―20
債務者　髙瀬奈美絵（旧姓卯野）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１６号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1313番地の２
ＴＡＫＡＧＡＲＡ302
債務者　織田村　徹
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1313番地の２
ＴＡＫＡＧＡＲＡ302
債務者　織田村智子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９５２号
仙台市青葉区国見６丁目42番５号　ベルトピア仙台905―106
債務者　佐々木利紀
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６４号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目３番６号　ハイツエバーグリーン201、従前の住所仙台市太白区大谷地３番28号　スカイコートＢ101
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
宮城県亘理郡亘理町吉田字通橋13番地165
債務者　眞鍋　光司
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅４Ａ23棟18
債務者　佐藤　　強
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
秋田県潟上市天王字持谷地15番地８
債務者　田島えみ子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３号
秋田市新藤田字治郎沢12番地９
債務者　佐々木朋美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８号
秋田県男鹿市船川港増川字小増川４番地２
増川団地65―１―６
債務者　髙橋　美穂
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５号
秋田市添川字地ノ内65番地57
債務者　中川　浩亨
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
秋田市茨島２丁目12番９号　ロイヤルガーデンＦ202号
債務者　鈴木眞由美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２６号
金沢市大桑町平42番地40　市営住宅28棟305号、従前の住所金沢市金川町イ242番地
債務者　石塚　俊義
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘１丁目69番地
東栄アパート21号
債務者　青山　桓子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
金沢地方裁判所小松支部